

(1) 第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の利用料

【基本部分】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者要支援1	<u>16,720円</u> （1月につき）	<u>1,672円</u>	<u>3,344円</u>	<u>5,016円</u>
事業対象者要支援2	<u>34,280円</u> （1月につき）	<u>3,428円</u>	<u>6,856円</u>	<u>10,284円</u>
事業対象者要支援1	<u>3,840円</u> （1回につき） （1月の中で全部で4回までのサービス）	<u>384円</u>	<u>768円</u>	<u>1,152円</u>
事業対象者要支援2	<u>3,950円</u> （1回につき） （1月の中で全部で5回～8回までのサービス）	<u>395円</u>	<u>790円</u>	<u>1,185円</u>

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を行った場合	2,250円	225円	450円	675円
サービス提供体制強化加算 (I) イ※	事業対象者・要支援1	<u>880円</u>	<u>88円</u>	<u>176円</u>	<u>264円</u>
	事業対象者・要支援2	<u>1,760円</u>	<u>176円</u>	<u>352円</u>	<u>528円</u>

介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 59/1000 加算

※※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の 12/1000 加算

介護職員等ベースアップ等支援加算(I) 所定単位数の 11/1000 加算

(2) その他費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき500円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、費用の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。